

○船橋市地域生活支援サービス事業実施要綱

令和6年4月1日
船障第 8921 号

船橋市地域生活支援サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 地域生活支援サービス事業(以下「本事業」という。)の実施については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条、船橋市地域生活支援サービス事業費の支給に関する規則(平成26年船橋市規則第10号。以下「支給に関する規則」という。)及び船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則(平成18年船橋市規則第108号。以下「登録規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、支給に関する規則及び登録規則の例による。

(障害児の定義)

第3条 支給に関する規則第2条第2号に規定する障害児は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (2) 千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱。以下「県療育手帳制度実施要綱」という。)の規定により療育手帳の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (4) 国際疾病分類第10版のF分類又はG40分類に該当すると診断されたもの
(障害者等移動支援事業の種類に応じた外出支援の内容)

第4条 支給に関する規則第2条第10号に規定する移動介護の対象となる外出として市長が定める外出の種類は別表1に、同号に規定する通学通所支援の対象となる外出として市長が定める外出の種類は別表2に定めるとおりとし、本事業のサービスは、本事業を行う者(以下「事業者」という。)との雇用契約に基づきサービス提供に当たる者(以下「サービス提供者」という。)の付添い等により外出への支援を行うものとする。

(障害者等移動支援事業のサービス提供者の資格)

第5条 障害者等移動支援事業のサービス提供者の資格は別表3のとおりとする。

(付随する業務の範囲)

第6条 障害者等移動支援事業のサービスには、別表4に定める付随する業務を含むものとし、支給に関する規則第5条第2項に規定する支給決定を受けて本事業のサービスを利用する者(以下「利用者」という。)が外出先で行う活動に対する介助を含めて支援を行うことができる。ただし、サービス提供者が支援することなく利用者とともに行う活動、サービス提供者に資格、習熟又は用具の準備を求める活動、危険を伴う活動等については除くこととする。

(他の送迎手段や付添いの範囲)

第 7 条 支給に関する規則第2条第10号に規定する他の送迎手段又は付添いが得られない場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 保護者等が次のアからウまでに掲げるいずれかの事由に該当し、他の送迎手段又は付添いが得られない場合

ア 入院若しくは通院、出産

イ 就労、出張又は転勤

ウ 被災

エ 兄弟姉妹が就学するまでの育児、又は親族の介護

オ 保護者自身の障害、又は高齢に伴う身体機能の低下

(2) 利用者の行動障害が顕著である場合その他の保護者等1名による対応ができない場合。
この場合においては、サービス提供者1名と保護者等の同伴を原則とする。

(長期にわたり継続的に行われる外出)

第 8 条 支給に関する規則第 2 条第 10 号ウ(ウ)に規定する長期にわたり継続的に行われる外出は、同一理由又は同一目的の外出であって、4 ヶ月以上継続して行われるものとする。

(身体介護の有無の判断基準)

第 9 条 支給に関する規則別表その 1 に規定する身体介護なし(以下「身体介護なし」という。)又は身体介護ありの区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 別表5に規定する移動及び日常生活動作のうち歩行の支援の度合いについて、全面的な支援が必要、またはその他いずれかの項目の支援の度合いについて、支援不要以外に該当する場合

(2) 別表5に規定する行動関連の支援の度合いを数値化して合計10点以上の場合

(3) 法第28条に定める居宅介護のうち、通院介助身体介護を伴う、もしくは行動援護が支給決定されている場合

2 身体介護なしを伴わない場合とは、前項各号のいずれにも該当しない場合とする。

(個別支援型移動支援事業)

第 10 条 支給に関する規則第 2 条第 10 号ア(ア)に規定する個別支援型移動支援事業は、1 名のサービス提供者による支援を原則とするが、次の各号のいずれかに該当するときは、2 名のサービス提供者による支援を認めるものとする。

(1) 利用者の身体的理由により 1 名のサービス提供者による介護が困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3) その他前 2 号に掲げる場合に準ずると認められる場合

2 前項の規定により 2 名のサービス提供者により支援が行われる場合においては、支給に関する規則第 9 条第 3 項の規定により算定される支給額に 2 を乗じて得た額を地域生活支援サービス事業費として支給するものとする。

(所要時間について)

第 11 条 1 日に支給に関する規則第 2 条第 10 号に規定する移動介護又はその他市長が必要と認める外出を複数回算定する場合にあつては、概ね 2 時間以上の間隔を空けなければなら

ないものとする。

(日中登録事業所の職員配置基準)

第 12 条 登録規則第 3 条に規定する障害者等日中一時支援事業の単独型でサービスを行う登録事業所(以下「日中登録事業所」という。)ごとに置くべき職員の数は、利用者の数が15人までは、2以上とする。利用者の数が15人を超えるときは、利用者の数を 15 で減じて得た数を15で除した数(1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に 2 を合計した数以上とする。

2 前項の職員の数は障害者等日中一時支援事業の単独型でサービスを行う時間に実際にサービスを行う人数とする。

(管理者)

第 13 条 日中登録事業所は、日中登録事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、登録事業所の管理運営上支障がない場合は、当該登録事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第 14 条 日中登録事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有するものとする。

(定員基準)

第 15 条 前条の規定に加え一人当たりの床面積は、概ね3.3平方メートルとする。

(利用者の家族との連携)

第 16 条 日中登録事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時の対応)

第 17 条 日中登録事業所は、現に当該事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第 18 条 日中登録事業所は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 利用者から受領する費用の額
- (6) その他運営に関する重要事項(苦情解決、秘密保持、記録の整備等)

(重度知的障害の定義)

第 19 条 支給に関する規則別表その3における重度知的障害とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所が重度の知的障害と判定した者又は県療育手帳制度実施要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者で、同要綱別表障

害程度の基準に定める最重度若しくは重度の障害を有するものとする。

(重度肢体不自由の定義)

第 20 条 支給に関する規則別表その3における重度肢体不自由とは、障害程度等級表の肢体不自由の程度が 1 級または 2 級に該当する障害者等であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずるものとする。

(サービス提供の記録)

第 21 条 事業者は、利用者に対して本事業を提供した際は、本事業のサービスの種類ごとに、提供した日、内容その他必要な事項を、本事業の提供の都度記録し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(利用者負担額の取扱い)

第 22 条 支給に関する規則第 9 条第 3 項第 2 号に掲げる利用者負担額は、同条同項同号に定めるもののほか、法に定める障害福祉サービスの取扱いを準用する。

(申請日)

第 23 条 利用者もしくは代理受領事務取扱事業者は、当月分の地域生活支援サービス事業費について、本事業を利用した月の翌月10日までに船橋市地域生活支援事業費代理受領に係る申請書(別記様式 1)、船橋市地域生活支援事業費明細書(別記様式 2)及び船橋市地域生活支援サービス提供実績記録表(別記様式 3)を添えて、申請しなければならない。

(電子による処理)

第 24 条 支給に関する規則第5条に規定する支給の申請及び前条に定めるものについては、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で提出できるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(船橋市障害者等移動支援事業実施要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱及び基準は、廃止する。

(1) 船橋市障害者等移動支援事業実施要綱(平成 27 年船障第 1064 号)は廃止する。

(2) 船橋市地域生活支援事業所の運営に関する基準

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に行われている廃止前の船橋市障害者等移動支援事業実施要綱に係る申請その他の行為は、この要綱の規定による地域生活支援サービス事業費に係る申請その他の行為とみなす。

この要綱の規定は、施行日以後の利用に係る地域生活支援サービス事業費について適用し、施行日前の利用に係る旧地域生活支援サービス事業費については、なお従前の例による。

別表1 移動介護の対象となる外出の種類

① 社会生活上必要不	ア 家族の学校行事(入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会、PTA活動等)
	イ 金融機関、官公庁等への訪問

可欠な外出	ウ 日常生活上必要な買い物(商店、スーパー等)
	エ 理容、美容等のための外出(理容院、美容院等)
	オ その他アからエまでに準ずる外出
② 社会参加のための外出	ア 就職又は就学のための活動
	イ 冠婚葬祭
	ウ 余暇活動、スポーツ活動又は文化活動(公園、イベント参加、映画館、美術館、各種講座、各種行事、研修会、ショッピング等)
	エ 初詣、墓参り等社会的慣習
	オ ボランティア活動
	カ その他アからオまでに準ずる外出

別表2 通学通所支援の対象となる外出の種類

①通学	ア 特別支援学校への通学(登校及び下校)
	イ 学区外の特別支援学級への通学(知的障害学級又は自閉症若しくは情緒障害学級に限る。)
	ウ その他ア及びイに準ずる通学
②通所	ア 日中活動系サービス事業所への通所(生活介護、自立訓練(機能訓練又は生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型又は地域活動支援センター)
	イ 放課後等デイサービス事業所への通所
	ウ 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所への通所
	エ 障害者等日中一時支援事業所への通所
	オ その他アからエまでに準ずる通所

別表3 サービス提供者の資格

資格	全身性 (身体)	難病 患者等	知的	精神	視覚
介護福祉士	○	○	○	○	○
実務者研修修了者	○	○	○	○	○
介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○	○
介護職員初任者研修修了者 居宅介護初任者研修修了者	○	○	○	○	○
訪問介護員養成研修1～3級修了者 居宅介護従業者養成研修1～3級修了者	○	○	○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者	○	○	○	○	
全身性障害者移動介護(外出介護)従業者養成 研修修了者	○	○			
知的障害者移動介護(外出介護)従業者養成研 修修了者			○	○	

視覚障害者移動介護(外出介護)従業者養成研修修了者					○
同行援護従業者養成研修一般課程修了者					○
重度訪問介護養成研修基礎課程修了者	○	○	○	○	
行動援護従業者養成研修修了者			○	○	
強度行動障害支援者養成研修基礎研修修了者			○	○	

別表4 付随する業務

項目	内容
①情報の伝達	ア 身体障害児又は身体障害者には、メモ、聞き取り、伝言、代筆等を行う。
	イ 知的障害児若しくは知的障害者又は精神障害児若しくは精神障害者には、行き先の指示、案内等を行う。
	ウ その他必要に応じて情報伝達行為を行う。
②代行行為	ア 金銭の授受及び権利義務に関する事実行為を本人の指示とおりに代行する。ただし、その際には、第三者のいるところで本人の確認を受けて行うこととする。
	イ その他の代行行為は、特に依頼された場合に行う。
③身体介助	食事、着脱衣、排泄等の身体介助を必要な場合に行う。

別表5 身体介護の有無の判断基準

	項目	支援の度合
移動および日常生活動作	排尿	支援が不要
		部分的な支援が必要
		全面的な支援が必要
	排便	支援が不要
		部分的な支援が必要
		全面的な支援が必要
	食事	支援が不要
		部分的な支援が必要
		全面的な支援が必要
	移乗	支援不要
		見守りが必要
		部分的な支援が必要
		全面的な支援が必要
	歩行	支援不要
		見守りが必要
部分的な支援が必要		

		全面的な支援が必要
	移動	支援不要
		見守りが必要
		部分的な支援が必要
		全面的な支援が必要
行動 関 連	コミュニケーション	1:日常生活に支障がない→0点
		2:特定の者であればコミュニケーションできる→1点
		3:会話以外の方法でコミュニケーションできる→1点
		4:独自の方法でコミュニケーションできる→2点
		5:コミュニケーションできない→2点
	説明の理解	1:理解できる→0点
		2:理解できない→1点
		3:説明を理解できているか判断できない→2点
	大声・奇声を上げる	1:支援不要→0点
		2:希に支援が必要→0点
		3:月に1回以上の支援が必要→0点
		4:週に1回以上の支援が必要→1点
		5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
	異食行為	1:支援不要→0点
		2:希に支援が必要→0点
		3:月に1回以上の支援が必要→0点
		4:週に1回以上の支援が必要→1点
		5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
	多動・行動停止	1:支援不要→0点
		2:希に支援が必要→0点
		3:月に1回以上の支援が必要→0点
		4:週に1回以上の支援が必要→1点
		5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
	不安定な行動	1:支援不要→0点
		2:希に支援が必要→0点
		3:月に1回以上の支援が必要→0点
		4:週に1回以上の支援が必要→1点
		5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
自らを傷つける行為	1:支援不要→0点	
	2:希に支援が必要→0点	
	3:月に1回以上の支援が必要→0点	
	4:週に1回以上の支援が必要→1点	

	5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
他人を傷つける行為	1:支援不要→0点
	2:希に支援が必要→0点
	3:月に1回以上の支援が必要→0点
	4:週に1回以上の支援が必要→1点
	5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
不適切な行為	1:支援不要→0点
	2:希に支援が必要→0点
	3:月に1回以上の支援が必要→0点
	4:週に1回以上の支援が必要→1点
	5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
突発的な行為	1:支援不要→0点
	2:希に支援が必要→0点
	3:月に1回以上の支援が必要→0点
	4:週に1回以上の支援が必要→1点
	5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
過食・反すう等	1:支援不要→0点
	2:希に支援が必要→0点
	3:月に1回以上の支援が必要→0点
	4:週に1回以上の支援が必要→1点
	5:ほぼ毎日(週5日以上)の支援が必要→2点
てんかん	・年一回以上→0点
	・月一回以上→1点
	・週一回以上→2点

別記様式 1

船橋市地域生活支援事業費代理受領に係る申請書

年 月 日

船橋市長 あて

申請事業者 所在地
電話番号
名称
職氏名

下記のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円

提供年月	申請に係る事業費名	明細書件数
年 月分		

別記様式 2

令和 年 月分

船橋市地域生活支援事業費明細書

事業費名	
------	--

受給者証番号	
支給児者氏名	
利用者負担上限月額	
身体介護の有無	
通学通所支援の支給 決定有無	

事業所番号	
事業者及びその事業所の氏名	

【費用額計算欄】

サービス内容		単価【A】	回数【B】	単価計 【A×B】	摘要
明細サービス CD	名称				
合計 ①					

【申請額計算欄】

	金額	摘要
利用者受領額【①×10%】:2		
事業費申請額【①-②】		

別記様式 3

令和 年 月分

船橋市地域生活支援事業サービス提供実績記録表

事業費名	
------	--

受給者証番号	
支給児者氏名	
利用者負担上限月額	

事業所番号	
事業者及びその事業所の氏名	

日付	曜日	サービス内容	開始	終了	時間	合算	二人介護	個別/グループ	サービス提供者印	利用者確認欄	備考	
合計												